

指定日中一時支援事業者 各位

浦安市 障がい福祉課長
浦安市 障がい事業課長

「浦安市障がい者等日中一時支援事業」受給資格の確認の徹底について

日頃より、本市の日中一時支援事業につきまして、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

日中一時支援事業につきましては、年度末に利用者証の有効期限が切れることから、例年 2 月に利用者へ更新申請のご案内をさせていただいているところです。

しかしながら未更新のまま利用を継続し、請求時に受給資格がなかった分の請求についての問い合わせを受ける事例が散見されております。

「受給資格の確認」及び「給付費及び日中一時支援の支給の申請に係る援助」については、実地指導の際の自主点検項目にもなっており、日中一時支援事業の運営上、重要な位置付けとなっております。

つきましては、受給資格の確認については、必ず利用者証の提示を受け、有効期間等の確認を徹底していただくようお願い申し上げます。また、未更新の者から利用申込みがあった場合は、速やかに障がい福祉課にて更新の申請を行うようご案内ください。

なお、本通知以降、受給資格がない利用に対する遡りの請求は認められないこととなりますので、ご承知おきください。

【問い合わせ】

(支給決定・請求について)

浦安市障がい福祉課障がい福祉係 内線 1128

(指定・指導・監査について)

浦安市障がい事業課障がい事業係 内線 1129

〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1

電話:047-351-1111 FAX:047-355-1294